

アスベストに関する

改正大気汚染防止法研修会

～規制強化と今後対応が必要なポイントについて～

大気汚染防止法の改正により、解体・改修工事に係る規制や罰則が強化されました。令和4年4月から知事等への事前調査結果の報告が、令和5年10月から資格者等による事前調査の実施が義務付けられます。法改正に適切に対応いただくことを目的として、研修会を開催しますので、積極的なご参加をお願いします。

対象者：建築物等の解体・改修工事を行う事業者 等

内容：法改正による規制強化とそれに伴う事業者の責務 等

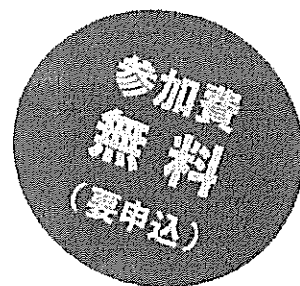
○山口県セミナーパーク 講堂 (山口市秋穂二島1062)

令和4年1月12日(水)

1回目 10:30～12:00 (10:00～受付)

2回目 13:30～15:00 (13:00～受付)

定員
各150名



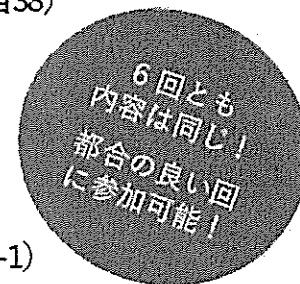
○山口県周南総合庁舎2F さくらホール (周南市毛利町2丁目38)

令和4年1月13日(木)

1回目 10:30～12:00 (10:00～受付)

2回目 13:30～15:00 (13:00～受付)

定員
各150名



○しものせき環境みらい館 第一研修室 (下関市古屋町1丁目18-1)

令和4年1月14日(金)

1回目 10:30～12:00 (10:00～受付)

2回目 13:30～15:00 (13:00～受付)

定員
各80名

講師 鈴木 弘幸 氏 <一般財団法人日本環境衛生センター 事業推進役>

【講師プロフィール】

環境省職員として環境教育、資源循環等の制度設計、水俣病・水俣条約、東日本大震災等を担当。現在は、一般財団法人日本環境衛生センター事業推進役として、大気汚染防止法や石綿障害予防規則、建築物石綿含有建材調査者講習、地域SDGs、プラスチック資源循環等の推進に関して、国と地方自治体の理解促進に取り組んでいる。



研修会の最後に、山口県内で開催する一般建築物石綿含有建材調査者講習の開催日程等についてお知らせします。
(実施機関：一般財団法人日本環境衛生センター)



山口県



下関市

申込方法等は裏面をご覧ください

(山口会場、周南会場)

山口県環境政策課大気・化学物質環境班

FAX: 083-933-3049

(下関会場)

下関市環境政策課環境保全係

FAX: 083-252-1329

「改正大気汚染防止法研修会」参加申込書

令和 年 月 日

会社名等			
TEL		FAX	
メールアドレス			
参加日時 ※番号に○をつけてください。	1	令和4年1月12日(水)	10:30~12:00
	2	"	13:30~15:00
	3	令和4年1月13日(木)	10:30~12:00
	4	"	13:30~15:00
	5	令和4年1月14日(金)	10:30~12:00
	6	"	13:30~15:00
			山口
			周南
			下関
参加者	所属		氏名

※4名以上参加希望の場合は、欄の追加、別紙の添付等により対応してください。

- ・送信状は不要です。このまま送信してください。
- ・電子メールで回答いただく場合は、上記の内容が含まれていれば、様式は問いません。
- ・申込みの受け付けは、先着順とし、定員に達し次第、締切りとさせていただきます。
なお、複数名の申込みをした所属には、人数等の調整をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

申込期限：令和4年1月5日(水)

【申込み及び問合せ窓口】

○山口・周南会場

山口県環境政策課大気・化学物質環境班

TEL: 083-933-3034 FAX: 083-933-3049

メール: al5500@pref.yamaguchi.lg.jp

○下関会場

下関市環境政策課環境保全係

TEL: 083-252-7151 FAX: 083-252-1329

メール: kkseisaku@city.shimonoseki.yamaguchi.jp